事業評価書(事前)

平成19年8月

評価対象(事業名) 産科医療機関確保事業 主管部局・課室 医政局指導課 関係部局・課室
関連する政策体系
施策目標 1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備す ること
施策目標 1-1 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること
─ 個別目標 1 医療計画に基づき医療機関を整備すること
■ 個別目標 2 へき地保健医療対策を推進すること ■ 個別目標 3 医療連携体制を構築すること
■ 個別目標 4 救急体制を整備すること

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

近隣に他の分娩可能な医療機関が少なく、医療機関の集約化・重点化を行うことが困難であり、かつ、1機関あたりの分娩取り扱い件数が少なく、経営に困難を生じていると都道府県が認める病院・診療所(以下「産科医療機関」という。)においては、分娩を取り扱うため休日夜間の診療体制をとることを余儀なくされる。しかし、分娩件数が少ないため、体制維持に見合った収入が得られず、医療従事者の確保や経営に困難を生じている医療機関が多く、その結果、分娩を行う医療機関が逓減している。

この現状を踏まえ、当面、医療機関の集約化・重点化が困難な地域において、分娩可能な医療機関を確保する観点から、産科医療機関に対して、経営の安定化を図るための支援を行う必要がある。

現狀•	問題分析は	こ関連する	指煙
一九八		こぼり りん	1日/元

	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1 分娩取り扱い病院数	1,503	_	_	1, 321	_
2 分娩取り扱い診療所数	1,803	_	_	1,612	_

(調査名・資料出所、備考)

・ 指標1及び2は、「医療施設調査」(大臣官房統計情報部調べ)による。なお、3 年毎の調査である。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体: 国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 <u>都道府</u>県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(医療法人等)

(2) 事業の内容 (概要)

新規・一部新規

産科医療機関に対して、

- ①産科医療機関に勤務する医療従事者の人件費
- ②医師等の休日代替要員雇上経費
- ③医療機器(分娩関係)等の購入費

④遠隔地からの妊産婦、家族等の宿泊施設の賃上料 等の運営費等の補助を行うことで、経営の安定化を図る。

(3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額(単位:百万円)	H16	H17	H18	H19	H20
		_			566
※「H20」については予算概算要求額					

3. 事業の目標・達成時期

事業の目標

産科医療機関の経営の安定化を図り、当該医療機関が存在する地域において分娩の取 扱いを継続できる体制の確保を図る。

お 笠 丛 田 お 丞 田 子 て 咕 田	平成20年度以降
┃ 政策効果が発現する時期	十成 2 0 中皮以降
日煙達以時期	
■ 目標達放時期	-

河 / 工 / 上 / 画

4. 許伽拍倧	
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1 当該事業の補助件数	当該事業の実施状況を見る指標
(調査名・資料出所、備考)	

指標は医政局指導課調べ。

参考指標	本事業と指標の関連についての説明
1 分娩取り扱い医療機関数	当該事業の実施による分娩取り扱い医療機関の確保状況

(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1及び2は、「医療施設調査」(大臣官房統計情報部調べ)による。なお、3 年毎の調査である。

5. 評価 <u>(1) 必要性の評価</u>

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他
(理由)	·		

分娩可能な医療機関の逓減は全国的な問題となっているため、特に不採算となってい る地域の医療については、行政機関が主体的に、地域差を生じることのないよう財政支 出等の取組を行う必要がある。 国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)

(理由)

分娩可能な医療機関の確保は、地方(都道府県)においても重要な課題ではあるが、 医師の確保や医療機関の維持運営等が困難な状況が多く、これらを財政基盤の弱い市町村等に負担させるには限度があることや、全国どの地域においても国民すべてが一定水準の医療を享受できるような体制の必要性からすれば、財政支援を含め引き続き、国と しても支援していく必要がある。

民営化や外部委託の可否

(理由)

民間の医療機関の取組に係る費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質 上、民営化や外部委託は困難である。

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 有 (有の場合の整理の考え方)

近隣に分娩可能な医療機関がなく、かつ集約化・重点化が困難な産科医療機関については、一部、へき地医療機関の運営費等の補助を受けられるものもあるため、補助が重 複しないよう交付要綱等に明記する。

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)

産科医療機関への運営費等の補助→当該医療機関の経営状況の改善→当該医療機関の経 営の安定化→分娩可能な医療機関の確保

事業の有効性

本事業の実施により、産科医療機関の経営の安定化が図られ、当該医療機関が存在す る地域において分娩の取扱いを継続できる体制の確保が図られることが期待される。

(3) 効率性の評価

産科医療機関の経営の安定化を図るための費用を補助することで、その地域における 分娩可能な医療機関を確保でき、最小限の費用から最大限の効果につなげることができ る。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入) なし。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

特記事項

- ①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) 改正医療法の附帯決議(平成18年6月13日)の十一における医師不足問題への取組 ②各種政府決定との関係及び遵守状況 政府・与党の緊急医師確保対策(平成19年5月31日)の取組項目
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。
- ④会計検査院による指摘

なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項